

休止・廃止・再開届(薬局製造業)

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 19 条第 2 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 100 条に基づく薬局製造販売医薬品の製造業を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局等を再開した場合に行う届出書です。
提出書類	1 休止・廃止・再開届書 2 廃止にあつては許可証 正 1 部提出。
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	届出書について、 ・ 休止、廃止、再開については該当項目をマルして下さい。 ・ 「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 ・ 休止にあつては、備考欄に休止の理由及び休止予定期間を記入して下さい。 ・ 廃止にあつては、備考欄にその理由を記入して下さい。 その他 ・ 廃止にあつては、承認整理届を併せて提出して下さい。